

付 議 第 2 号

高知県幼保連携型認定こども園審議会規則議案

高知県幼保連携型認定こども園審議会規則を別紙のとおり制定することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3)規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県幼保連携型認定こども園審議会規則をここに公布する。

平成27年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

高知県幼保連携型認定こども園審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）第20条第2項の規定に基づき、高知県幼保連携型認定こども園審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、社会福祉又は幼児教育に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、高知県教育委員会が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 関係行政機関の職員のうちから委嘱された委員は、委嘱された時における当該職を失ったときは、委員の職を失う。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、高知県教育委員会事務局幼保支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の日以後最初に開かれる会議は、高知県教育長が招集する。

高知県幼保連携型認定こども園審議会規則議案説明

1 制定の目的

高知県認定こども園条例第 20 条第 2 項の規定に基づき、高知県幼保連携型認定こども園審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めようとするもの。

2 施行期日

公布の日から施行する。

高知県幼保連携型認定こども園審議会について

〈根拠〉改正後認定こども園法第 25 条

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律【改正後認定こども園法】
 (都道府県における合議制の機関)

第 25 条 第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた
 事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の
 合議制の機関を置くものとする。

→高知県認定こども園条例第 20 条第 1 項 審議会の設置
 " " 第 2 項 審議会の組織及び運営に関し必要な事項
 は教育委員会規則で定める

〈審議する内容〉

- (1) 設置の認可、廃止、休止及び設置者変更の認可
 - 〔認可審査内容・条例で定められた設備運営基準に適合しているか
 ・法が定める欠格条項（法令違反で刑罰を受ける等）に該当していないか〕
 - (2) 事業の停止又は施設の閉鎖の命令
 - (3) 認可の取り消し
- ・(1)～(3)を行おうとするときは、予め審議会の意見を聴かなければならない。
 (法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項、第 22 条第 2 項)

〈委員〉

- ① 定数 10 人以内
- ② 任期 2 年
- ③ 要件 社会福祉又は幼児教育に関し学識経験を有する者及び関係行政機関の職員

(委員名簿 (案))

		氏名	役職名	備考
1	学識経験者	田中 正澄	高知県町村会事務局長	高知県児童福祉審議会委員
2		吉村 斉	高知学園短期大学幼児保育学科長	専門：教育心理学 高知県子ども・子育て支援会議委員
3			公認会計士	
4	幼児教育関係	宮地 彌典	高知県私立幼稚園連合会長	学校法人宮地学園理事長 高知県子ども・子育て支援会議委員 高知県私立学校審議会委員
5		田村 由香	高知県国公立幼稚園会長	たちばな幼稚園園長 高知県子ども・子育て支援会議委員
6		西岡 百合	地方裁量型認定こども園 春野学園長	高知県子ども・子育て支援会議委員
7	社会福祉関係	戸田 隆彦	高知県保育所経営管理協議会長	布師田保育園園長 高知県子ども・子育て支援会議委員
8		家次 まり	高知県保育士会長	高知愛児園園長 高知県子ども・子育て支援会議委員
9		小田切 泰禎	高知県社会福祉協議会常務理事	高知県児童福祉審議会委員
10	行政	矢野 利明	高知県地域福祉部福祉指導課長	施設指導監査担当課長

【根拠法令】

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）（改正後）〈抜粋〉

（設置等の認可）

第 17 条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第 3 項、第 6 項及び第 7 項並びに次条第 1 項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 略

3 都道府県知事は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4～7 略

（事業停止命令）

第 21 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

- 一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。
- 二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに、6 月以上休止したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（認可の取消し）

第 22 条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第 17 条第 1 項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（都道府県における合議制の機関）

第 25 条 第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

※廃止等…廃止、休止若しくは設置者の変更その他政令で定める事項（第 16 条）

高知県認定こども園条例（平成 18 年高知県条例第 49 号）（改正後）〈抜粋〉

（高知県幼保連携型認定こども園審議会の設置等）

第 20 条 法第 25 条の規定に基づき、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として高知県幼保連携型認定こども園審議会を設置する。

2 高知県幼保連携型認定こども園審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。